

# 令和8年度 御高町 伏見地区ごみ・資源物収集日程と分別品目

可燃ごみ	里・洞・青木・稲荷台・高倉	毎週月・木曜日
	上記以外の自治会	毎週水・土曜日

- ★可燃ごみは祝日等も収集します。(ただし、12月31日から1月3日までは収集しません。)
- ★可燃ごみは可燃物集積所、不燃ごみ(金物類・ガラス類)・陶磁器類・プラスチック資源は不燃物集積所、資源物は各自治会・アパートの分別ステーションへ出してください。
- ★必ず町指定の専用袋及び町指定シールを使用し、自治会名・氏名を書いて当日の朝8時までに出してください。夜は絶対に出さないでください。
- ★ごみ集積所は各自治会・アパートの管理です。事前に自治会や近隣の方とお話しの上、ルールを守ってご利用ください。

不燃ごみ(金物類・ガラス類)・粗大ごみ・プラスチック資源・資源物・特別ごみ収集日

種類	毎月の収集日											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
金物類・ガラス類・粗大ごみ	21 火	19 火	16 火	21 火	18 火	15 火	20 火	17 火	15 火	19 火	16 火	16 火
プラスチック資源	2 16 木 木	7 21 木 木	4 18 木 木	2 16 木 木	6 20 木 木	3 17 木 木	1 15 木 木	5 19 木 木	3 17 木 木	7 21 木 木	4 18 木 木	4 18 木 木
資源物分別収集	19 日		21 日		16 日		18 日		20 日		21 日	
乾電池・陶磁器類			9 火						8 火			
乾電池・蛍光灯・水銀体温計	御高町役場・各地区公民館(休館日を除く)にて随時回収											

## 令和8年4月からプラスチック資源の一括回収がスタートします!!

### プラスチック資源対象品目

プラスチック製容器包装(従来の対象物): プラマークの付いたもの



製品プラスチック(新たに対象となるもの): 素材の大部分がプラスチックでできているもの



- ※町指定の専用袋(プラスチック製容器包装指定袋)と一緒にに入れて出してください。
- ※汚れの酷いもの、素材の大部分が金属や木材などでできているものは可燃ごみ又は不燃ごみとして出してください。
- ※ペットボトルは資源物分別収集の対象となります。自治会等の分別収集に出してください。
- ※モバイルバッテリー等のリチウムイオン電池は絶対に入れてください。火災の原因となります。
- ※対象品目の詳細については、右記の二次元コード先の一覧表より確認してください。



## 資源物分別収集対象品目(15品目)

資源物の収集時間は各自治会・アパートで決められた時間です。



- 缶(食品用に限ります)
  - 潰さないでゆすいで出してください。
  - 油の入っていた缶は出せません。
- ペットボトル(食品用に限ります)
  - 潰さないでゆすいで出してください。
  - キャップやふたははずしてください。
  - ラベルははがして出してください。
- ガラスびん(食品用に限ります。ガラスびん以外は出せません)
  - ゆすいで出してください。
  - ラベルはとらないでください。
  - 化粧品や油の入っていたびんは、不燃ごみガラス類に出してください。
  - 割れていても出せます。
  - キャップやふたははずしてください。
- 紙類(ひもで十字にしぼってください)
  - 紙パックは、内側にアルミニウムを使用せず、500ml以上のものが対象です。
  - ダンボールなどについているビニールテープなど、取れるものは取ってから出してください。
- 家庭用廃食用油(機油等非食品の油は出せません)
  - 空きペットボトルに入れてキャップをして出してください。
- 古着類
  - 洗ってから出してください。
  - ボタン、ファスナーやジッパー等は取らないでください。
  - 濡れたもの、汚れのひどいもの(ペンキや油汚れなど)、破れたものや臭いのひどいものはごみで出してください。
  - 濡れないように、中身の見えるビニール袋に入れて出してください。

町では収集しないごみ 次のものは収集ができません。販売店等に引取ってもらうか、専門業者に相談してください。

家電6品目(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)、揮発油(ガソリン・ベンジン・シンナー等)、灯油、火薬類、多量の発炎筒、トナー、多量の草木類、タイヤ、オートバイ、エンジン、バッテリー、モーター、原付自転車、エンジン付農機具、消火器、浄化槽、プロパンガス、ボンベ、ピアノ、農薬、容器入りの薬品、注射針、有害性のある薬品類の容器、注射筒、点滴用チューブ、試験管、汚物、汚泥、動物の死骸、鉄骨材(形鋼 厚さ5mm 幅4cm 長さ1m以上のもの)、火災・爆発等の危険性があるもの、鉄材(厚さ6mm 幅30cm 長さ50cm以上のもの)、薬品、医療廃棄物、多量の角材・廃材等(直径10cm 長さ1m以上のもの)、破碎処理できないもの等

問合せ先 御高町役場住民環境課 環境整備係 電話 0574-67-2111 裏は「資源とごみの出し方」です。

